

司法書士からみた民法（債権関係）改正

日本司法書士会連合会

第1 消費者問題関連

1 非対称性概念の導入について（意見書2，4，10頁参照）

⇒ 民法において、契約当事者の非対称性概念の導入を検討すべきである。

2 制限行為能力者の返還義務の範囲について（意見書21頁参照）

（1）制限行為能力者制度の趣旨

⇒ そもそも制限行為能力者は保護されなければならない。

（2）制限行為能力者の取消権とその返還義務の範囲（現存利益）

⇒ とくに既に役務の提供を受けた事案を取消したケースでは、実質的に原状回復としての法的効果が生じないことも有りうる。

（3）制限行為能力者の返還義務の範囲の見直しの必要性

⇒ 制限行為能力者を保護するという立法趣旨に立ち戻り、返還義務の範囲を見直す必要がある。

第2 債権譲渡

1 債権譲渡の重要性

（1）債権譲渡の役割について（「民法Ⅲ〔第3版〕債権総論・担保物権」内田貴 著（東京大学出版会））

- ① 債権回収手段としての債権譲渡
- ② 換価・担保の債権譲渡
- ③ 資金調達手段としての債権譲渡

（2）現行の債権譲渡制度の問題点

- ① 債務者は通知の先後について回答義務がない。
- ② 民法上と特例法上の対抗要件が併存している。
- ③ 債務者不特定の将来債権譲渡については民法上の対抗要件では具備することができない。

2 債権譲渡の第三者対抗要件（意見書43頁乃至48頁参照）

（1）債権譲渡制度の問題点を解消するために

⇒ 債権譲渡の第三者対抗要件は、債務者の認識を通じて債権の所在を公示するという現民法における制度を廃止し、債権譲渡登記制度に一元化する方向で検討すべきである。

（2）登記一元化に伴う実体上の問題とその対応策

① 対象について

⇒ 金銭債権に限定することなく、非金銭債権も対象とすべきである。

② 利用者について

⇒ 譲渡人が個人であっても債権譲渡登記を利用できる制度設計をすべきである。

（3）登記一元化に伴う手続上の問題とその対応策

① アクセスについて

⇒ 不動産登記と同様のオンライン申請方式の採用により、アクセスの確保を図るべきである。

② 現行の登記制度の改良

- ⇒ ア) 原因証明情報の提供を義務づけるべきである。
- イ) 登記申請の補正を認めるべきである。
- ウ) 変更・更正の登記を認めるべきである。
- エ) 登録免許税及び証明書取得手数料を低減化すべきである。
- オ) 当事者が利用しやすい制度設計をすべきである。
- カ) 債権差押についても登記をすべきである。